

株式交換に係る事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 1 月 10 日

パス株式会社

株式交換に係る事前開示書面

2023年1月10日

東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号
パス株式会社
代表取締役 高橋 勇造

パス株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社RMDC（以下「RMDC社」といいます。）との間で締結した、別紙1の2022年12月20日付け株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年1月31日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、RMDC社を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を実施いたします。

本件株式交換に関する会社法794条1項及び会社法施行規則193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本件株式交換は、当社においては会社法796条2項に定める簡易株式交換に該当します。

1 株式交換契約の内容（会社法794条1項）

別紙1のとおりです。

2 会社法768条1項2号及び3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則193条1号）

別紙2のとおりです。

3 会社法768条1項4号及び5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則193条2号）

株式交換完全子会社となるRMDC社は新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておらず、該当事項はありません。

4. 完全交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法193条3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- 5 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則 193 条 4 号)

該当事項はありません。

- 6 会社法 799 条 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社(当社)の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則 193 条 5 号)

本件株式交換は会社法 799 条 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本件株式交換契約の内容

株式交換契約書

パス株式会社（住所：東京都渋谷区神宮前六丁目 17 番 11 号、以下「甲」という。）と株式会社 RMDC（住所：東京都中央区京橋一丁目 3 番 2 号、以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（株式交換に際して乙の株主に交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除き、以下「割当株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の合計数に 1,883.24 を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、割当株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 1,883.24 株を割り当てる。
3. 前 2 項に従って割当株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、甲は、会社法第 234 条の規定に従い処理する。
4. 効力発生日の属する当社の事業年度の翌 2 事業年度（2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期）につき、事業年度ごとに、当該各事業年度に係る基準指標金額（第 5 項に定義する。）が当該各事業年度において 50,000,000 円を超える場合には、50,000,000 円を上限として、概ね 30 銀行営業日以内に、その超過額を支払う。
5. 基準指標金額とは、乙について下記算式に従い算出される金額をいう。
(各事業年度に係る計算書類上の営業利益の額) + (乙が、当該各事業年度において、甲及びその連結子会社に対する支払いとして費用計上した金額) - (当該各事業年度に対応する期間における甲及びその連結子会社の乙に対する客観的に算出可能な営業利益貢献効果（乙と甲及びその連結子会社との取引にて生じたと考えられる乙の売上の増加、費用の削減等を含む。）として甲と乙の株主との間で合意した金額)。

第 3 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金 0 円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金の額

金 0 円

第 4 条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023 年 1 月 31 日とする。但し、本株式交換手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（株式交換承認株主総会）

1. 乙は、2022 年 12 月 20 日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。

第 6 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもつて、その財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲及び乙間で協議し、合意の上これを行うものとする。

第 7 条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

1. 本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合若しくはそのおそれが生じた場合、又は本株式交換の実行に支障となる事態が発生もしくは判明した場合、甲及び乙は協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更することができる。
2. 前項の事由により本契約の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は協議の上、本契約を解除することができる。
3. 本契約締結日から効力発生日までの間に、前項に該当する事実が発生し、又は当該事実若しくはそのおそれが明らかになった場合は、甲又は乙は、相手方に対し、直ちにその旨報告しなければならない。

第 8 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 会社法第 796 条第 3 項の規定により、甲が第 5 条 2 項に定める手続による本株式交換を行うことができない場合

- (2) 第5条第1項に定める乙の株主総会又は法令で定める関係官庁等の承認が得られない場合
- (3) 前条第2項に従い本契約が解除された場合

第9条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で誠実に協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年12月20日

甲	東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号 パス株式会社 代表取締役	高橋 勇造
乙	東京都中央区京橋一丁目3番2号 株式会社RMDC 代表取締役	都築 信耶

別紙2 会社法768条1項2号及び3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本件株式交換に際して、会社法768条1項2号及び3号に掲げる事項についての定めの相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容等

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	パス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社 RMD C (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1,883.24
株式交換により交付する株式数	1,694,916 株（予定）	

注 1) 株式の割当比率

RMD C社の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1,883.24 株を割当て交付いたします。また、本株式交換により交付する当社の普通株式の数は 1,694,916 株となる予定です。

なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

注 2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有する株主様が新たに生じることが見込まれます。当社の単元未満株式を保有することとなる株主様においては、当社株式に関する単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）をご利用いただくことができます。

注 3) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

注 4) 株式交換比率は、小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入いたします。

(2) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式交換完全子会社である RMD C社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」）に当社及び RMD C社の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼することとしました。

当社は TFA による RMD C 社の株式価値の算定結果を参考に、RMD C 社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における株式交換比率の算式を上記 2. (3) 記載のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社並びに RMD C 社から独立した第三者算定機関である TFA に依頼をし、2022 年 12 月 19 日付で、RMD C 社の株式価値に関する算定書を取得しました。

なお、TFA は当社及び RMD C 社の関連当事者には該当せず、当社及び RMD C 社との間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

TFA は、上場会社である当社株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を 2022 年 12 月 19 日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 か月、3 か月、6 か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるという問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値から最大値を市場株価法による算定結果としております。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	59 ~ 66

また、TFA は、RMD C 社の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果（円）
DCF 法	106,695 ~ 130,404

DCF法による算定については、RMD C社が作成した事業計画の予測期間である2022年10月期～2024年10月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。

当社はTFAによるRMD C社の株式価値の算定結果を参考に、RMD C社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交換における株式交換比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果
1,616.58 ~ 2,210.24

TFAは、本株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの本株式交換比率の分析は、2022年12月19日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるRMD C社は非上場会社であるため、該当事項はございません。

(4) 公正性を担保するための処置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、上記3.(1)記載のとおり、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。当社はかかる算定結果を参考として、RMD C社との間で慎重に交渉・協議を行い、その結果両社で合意された株式交換比率により本株式交換を行うこといたしました。

(5) 利益相反を回避するための処置

該当事項はございません。

3. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は、東京証券取引所において取引されており、本件株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本件株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

4. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 資本金の額 | 0 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則 39 条に従い、当社が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0 円 |

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

決 算 報 告 書

(第3期)

自 令和3年3月1日

至 令和4年2月28日

株式会社RMDC

貸 借 対 照 表

令和 4年 2月28日 現在

株式会社RMDC

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現 金 及 び 預 金	47,883,890	買 掛 金	39,590,991
売 掛 金	6,831,366	未 払 金	789,697
製 品	12,409,644	未 払 費 用	100,000
原 材 料	7,698,684	未 払 法 人 税 等	4,537,783
貯 藏 品	1,743,637	未 払 消 費 税 等	1,027,200
前 渡 金	1,835,829	預 り 金	2,814,200
前 払 費 用	7,285,718	仮 受 金	264,800
短 期 貸 付 金	12,500	匿 名 組 合 預 り 金	57,311
匿 名 組 合 未 収 金	10,000,000		30,000,000
	66,512	負 債 の 部 合 計	39,590,991
【固定資産】	5,207,390	純 資 産 の 部	
【有形固定資産】		【株主資本】	
工 具 器 具 備 品	4,271,390	資 本 金	13,500,289
【投資その他の資産】		利 益 剰 余 金	9,000,000
差 入 保 証 金	936,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,500,289
	936,000	繰 越 利 益 剰 余 金	4,500,289
		純 資 産 の 部 合 計	13,500,289
資 产 の 部 合 計	53,091,280	負 債 及 び 純 資 産 合 計	53,091,280

損 益 計 算 書

自 令和 3年 3月 1日
至 令和 4年 2月 28日

株式会社RMDC

(単位：円)

科 目	金 額
【売上高】	
売 上 高	170,274,782
売 上 高 合 計	170,274,782
【売上原価】	
期 首 商 品 棚 卸 高	8,468,754
当 期 商 品 仕 入 高	80,085,043
合 計	88,553,797
他 勘 定 振 替 高	194,996
期 末 商 品 棚 卸 高	11,278,150
商 品 売 上 原 価	77,080,651
売 上 原 価	77,080,651
売 上 総 利 益 金 額	93,194,131
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	75,887,369
営 業 利 益 金 額	17,306,762
【営業外収益】	
受 取 利 息	58,154
雜 取 収 入	1,122,509
営 業 外 収 益 合 計	1,180,663
【営業外費用】	
支 払 利 息	1,052,028
営 業 外 費 用 合 計	1,052,028
經 常 利 益 金 額	17,435,397
【特別利益】	
匿 名 組 合 分 配 益	66,512
特 別 利 益 合 計	66,512
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	17,501,909
法 人 税 等	1,027,200
当 期 純 利 益 金 額	16,474,709

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 3年 3月 1日
至 令和 4年 2月 28日

株式会社RMDC

(単位: 円)

科 目		金 額
役員報酬		4,500,000
給料手当		20,886,856
雑賞	給与	12,000
賞法	福利費	3,084,555
福利	厚生費	4,529,215
荷造	運賃	62,814
広告	宣伝費	683,462
接待	交際費	314,996
会議	費	72,183
旅費	交通費	139,492
通信	費	1,399,915
消耗品	費	289,047
修繕	費	633,372
水道	光熱費	98,000
支払	手数料	1,689,862
地代	家賃	16,799,806
賃貸	借料	6,471,600
保険	料	4,800,000
租税	公課	39,890
研究	開発費	168,231
減価	償却費	6,233,331
雜	費	1,575,344
販売費及び一般管理費合計		1,403,398
		75,887,369

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 3月 1日
至 令和 4年 2月 28日

株式会社RMDC

(単位：円)

【株主資本】

資	本	金	当期首残高	9,000,000					
			当期末残高	<u>9,000,000</u>					
利	益	剩	余	金					
そ	の	他	利	益	剩	余	金		
繰	越		利	益	剩	余	金	当期首残高	-11,974,420
								当期変動額	<u>16,474,709</u>
								当期末残高	<u>4,500,289</u>
利	益	剩	余	金	合	計	当期首残高	-11,974,420	
							当期変動額	<u>16,474,709</u>	
							当期末残高	<u>4,500,289</u>	
株	主	資	本	合	計	当期首残高	-2,974,420		
						当期変動額	<u>16,474,709</u>		
						当期末残高	<u>13,500,289</u>		
純	資	産	の	部	合	計	当期首残高	-2,974,420	
						当期変動額	<u>16,474,709</u>		
						当期末残高	<u>13,500,289</u>		

注記表

株式会社RMDC

重要な会計方針に係る事項に関する注記

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しています。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,585,611 円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前期末株式数	当期末株式数
発行済株式		
普通株式	900	900
合計	900	900

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 15,000 円 32 銭

一株当たり当期純利益金額 18,305 円 23 銭